

教育新聞

「1232年(貞永元年)北条泰時によって制定された御成敗式目は、武士社会の慣例や常識を分かりやすく書いた法律として、その後の武家の法律に大きな影響を与えました。作られた年から貞永式目とも言いまします」と、どの教科書にもこのように書いてある。そして「守護の仕事は大番催促、謀反、殺害人のこと」「二十年間支配していた土地は返さなくてもよい」と二、三条が示されているのが常である。

法律は時代を映した鏡。時の執権が何度も酒齋は一家に

つとかサイコロ賭博禁止令を出すのは、それを守る輩が少なかつたからに相違ない。由比ヶ浜遺跡から出土したサイコロは今のものと同じで、役人の目を逃れて振っていた庶民の姿が彷彿として微笑ましい。今日まで影響を残す御成敗式目だが、知られているように案外知られていない。「式目は重要」という割に先生もよく知らないのだ。

きた **歴史学習** を取り戻す

鎌倉時代の
人・物・事

玉川学園研究員
多賀謙治

その3 男女で処罰は同じ 御成敗式目で歴史の偏見拭う

三十四条に「人妻との密通のこと」が書かれている。ということは「頻繁にあった」のだ。要約すると「人妻と密通をした御家人は所領の半分を没収する。所領がない場合は遠流にする。相手方の人妻も同じく所領の半分を没収し、ない場合は遠流とする」。つまり、この条文が出来るまでは密通は罪ではなかった。

承元3(1209)年12月11日、鎌倉の辻で騒ぎが起こる。美作藏人朝親と橘左衛門の尉公業が妻女をめぐって合戦になった。男女共に所領の半分を没収、

将軍(実朝)は怒ったと記録されている。結局間に入った北條時房の仲介によって収まり、件の妻女は何もなかったように朝親の家に戻って以後はうやむやとなっていました。これなどは式目制定前の出来事だが、制定後には建仁2(1241)年6月16日、小河高太入道直季の仕仕が止められた。源八兼頼(筑後の国御家人)の妻女と密通したからである。男女共に所領の半分が没収された。(吾妻鑑)

た。野次馬もたくさんいたようだ。発端は若くてきれいな朝親の奥さんが、隣家の公業と知らない間に出来てしまったことにある。ある日、家を出た妻女は夜、公業の家に入り、そのまま数日泊まった。納まらないのが朝親である。一族郎党をかり出して公業と渡り合った。公業とおめおめとやられるわけにはいかない。これも一族郎党をかき集めた。面白いのはその中に侍所別当の和田義盛がいたことである。警察の任もあつた役所の親分がさつさと痴話喧嘩に加わっていたわけで、これには周囲もあきれ果て、真面目な

領を取り返すことができる書かれている。嘘がはれた見西は妻との約束の所領以外に本領の屋敷地を没収されてしまった。密通を授業で取り上げるかは別として、式目五十一箇条のうち、実に十一箇条は何らかの形で女性の権利について語られており、そのいずれもが三十四条と同じように女性の権利を男性とほぼ同等に扱っている。私たちは戦前、あるいは近世において女性の地位が男性より低かったため、それより以前もそうであったかのように錯覚しがちだが、実は女性の権利が低く抑えられていたのは江戸時代とその影響を受けていた戦前までの近代だけだったのを知らなくてはならない。

つまり女性が領地を持っていたこと、男性と同じ責任を分担していたというのである。そうなる、法律を逆手にとった次のような事件も起きる。寛元2(1244)年8月3日、市河掃部の介入道見西は先妻が落合藏人泰宗と密通していたと幕府に訴えた。幕府は早速役人2人を派遣し真相を調べたが、そんな事実はなく、結局は結婚した当初、妻と約束した「離縁した際には数カ所の所領を与える」との約束を見西が今になって惜しくなり、密通をでっち上げたことが判明。式目三十一条には先妻に落ち度があつた場合、所

鎮国前の日本についてローマ教皇に報告したルイス・フロイスは「夫婦間で借金の証文を交わしている」「娘の朝婦りは咎められない」等々を紹介し、「この国の男女がまったく同等の権利を有している」ことを書き記している。

このように、無味乾燥と思われがちな法律の条文からも、当時の社会を読み取ることが可能であり、そこには時代を生きた人々の息吹すら感じられるのである。優れた教材研究は、一見つまらないと思われれることも興味深い授業に変える力を持っている。